

「消費者の日記念集会」を実施しました!

毎年5月は「消費者月間」、5月30日は「消費者の日」です。

今年度の全国統一テーマは「みんなでつろう!消費者が主役の社会!!」でした。

愛媛県では、より多くの皆様に「消費者月間」や「消費者の日」を知っていただくため、5月30日(土)に松前町のエミフルMASAKIで「消費者の日記念集会」を開催しました。

■オープニングセレモニー

えひめジュニアチアリーディングチームOtters!がパフォーマンスを披露しました。

■消費者かるたクイズ、とびだす紙芝居

消費者トラブルに巻き込まれないために役立つ知識を、楽しみながら学べる3択クイズを実施しました。また、四国・松山「芝居屋」が、消費生活トラブルにあわないための役立つ紙芝居とそれに合わせて繰り広げられるコントを通してトラブルへの対処法などをわかりやすく伝えました。

■トークショー「菊地弁護士のスッキリ安心♪消費生活のススメ」



タレントとしても活躍する菊地弁護士が、消費者啓発を目的としたトークショーを実施。出演テレビ番組の裏側なども交えながら、観客を飽きさせることのないお話をいただきました。

■らくおばちゃん劇場「悪質商法にご用心」

らくさぶろうさんによる寸劇で悪質商法の手口や対処法を紹介。面白おかしい熱演で沸かせました。



消費生活川柳募集中!! ~ご応募お待ちしております!!~

県消費生活センターでは、消費者問題への関心を寄せていただくため、消費生活に関する川柳を募集しています。はがき・FAX・メールなどに、「作品」「住所」「氏名」「電話番号」をご記入の上ご応募ください。優秀作は、次回の「えひめの暮らし」誌面にてご紹介します。

【応募先】

〒791-8014 松山市山越町450番地
愛媛県消費生活センター
FAX:089-946-5539
E-mail:seikatu-center@pref.ehime.jp

※ご応募いただいた作品は、一切の権利を愛媛県が有することとしますので、ご了承ください。



だまされて
いるとも
知らず
礼を言う

その電話
見えぬ相手
を
信じるの?

ここだけの
うまいはなしは
ありません

過去の優秀作品(抜粋)

この他の作品についてはホームページでご紹介しています。ぜひご覧ください。

消費者トラブルで困った時は、一人で悩まず相談しましょう!

愛媛県消費生活センター 相談専用電話

相談時間 月・火・木・金 9:00~17:00
水 9:00~19:00(祝日・年末年始を除く)

089-925-3700

消費者ホットライン

(お近くの相談窓口につながります)

いやや!
188



発行: 愛媛県県民環境部県民生活局県民生活課
〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2
TEL:089-912-2336

愛媛県消費生活センター
〒791-8014 松山市山越町450番地
TEL:089-926-2603



愛媛県 No.173 平成27年8月号

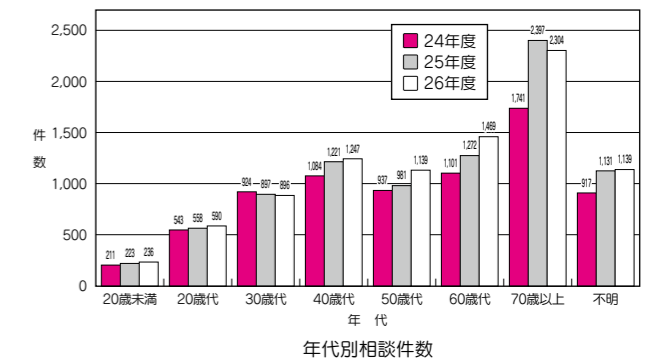
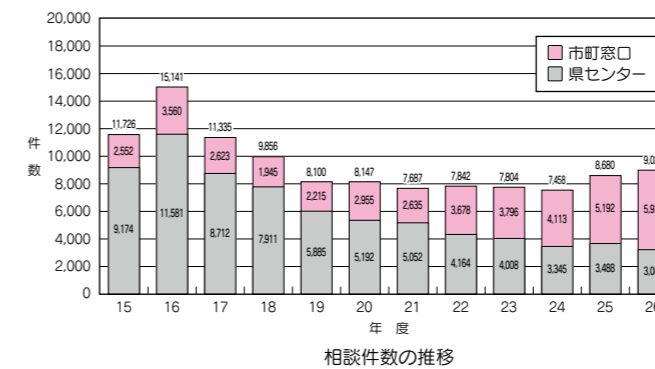
平成26年度の消費生活相談状況がまとまりました!

1. 相談件数の年度別推移

PIO-NET(※)に登録された県全体の相談件数は、平成16年度をピーク(15,141件)として減少傾向にあり、平成19年度から24年度までは横ばい状況でしたが、平成25年度から増加に転じており、平成26年度は9,020件で、前年度と比較すると340件の増加(3.9%増)となっています。

内訳は、県センター3,084件(34.2%)、市町窓口5,936件(65.8%)であり、住民に身近な市町窓口の整備拡充に伴い、市町への相談割合が増加しています。

※PIO-NET(パイオネット:全国消費生活情報ネットワーク・システム)



2. 相談の特徴

① 年代別では70歳以上の割合が増加

年代別相談件数では、70歳以上が25.5%と最も多く、60歳代16.3%、40歳代13.8%の順になっています。70歳以上の相談割合は、依然として高い数値で推移しています。

② ワンクリック請求などの架空請求に関する相談が増加

近年、40歳代から60歳代の中高齢層からの相談が増加する傾向にありますが、これは同年代において架空請求(ワンクリック請求)に関する相談が増加していることが一因と考えられます。

商品、役務別相談において最も多いのは、架空請求を含む「放送・デジタルコンテンツ」の1,502件(対前年度比376件増)です。また、目立つ項目として「インターネット通信サービス」が454件で、前年度と比較すると164件の増加となっています。

③ 金融商品に関する相談が依然として多い

未公開株を含む「株」、社債等に係る「公社債」、資金運用の配当等をうたう「ファンド型投資商品」に関する相談が、引き続き多く寄せられています。

「株」に関する相談は51件で前年度並み、「公社債」に関する相談は52件で前年度と比較し30件の減少(36.6%減)、「ファンド型投資商品」に関する相談は127件で前年度並みとなっています。

いずれも高齢者からの相談が多く、60歳代以上からの相談が230件のうち168件で、全体の73.0%を占めています。また、平均契約金額は減少傾向がみられ、「株」、「公社債」、「ファンド型投資商品」の平均契約金額は7,879千円(42.7%減)となっています。

「平成26年度消費生活相談状況」の詳細については、県消費生活センターホームページに掲載しています。

愛媛県消費生活センター

検索

インターネット関連の相談が増加しています!

平成26年度相談状況の特徴の一つとして、インターネット関連の相談や架空請求の増加があげられます。

内容はデジタルコンテンツ(インターネットを通じて得られる情報)の相談件数が1,349件(全相談件数の15.0%)と最も多くなっています。前年度に比べて1.4倍に増えています。

中でもプロバイダ契約などインターネット通信サービスの相談件数は454件で、前年度に比べて1.6倍に増えています。

また、架空請求を行う業者からの接触方法が以前のハガキ等から、電子メールやSMS(ショートメッセージサービス)へ変わってきているほか、インターネットによる通信販売の相談が大幅に増加しています。

消費生活センターから電話…?

【相談事例1】

過去に何度も投資被害にあっている。最近「国民生活センターから大切なお知らせ」という封筒が届いた。中には、「被害を取り戻せるので連絡をするように」との記載があった。

【相談事例2】

国民生活センターを名乗り「金融被害にあっていませんか」などという電話があった。「金融被害撲滅協議会」というところで被害救済をしているのだが、こちらに電話してみたらどうかと電話番号を紹介された。

【相談事例3】

愛媛県庁の「生活センター」を名乗り、「あなたの個人情報が複数社に登録されているが、取り消してあげましょうか」という電話があり、指定する住所にお金を送るよう連絡があった。

【アドバイス】

- 国民生活センターや消費生活センターが、過去に相談をしたことがない人に電話をすることはありません。
- 過去に投資で被害にあったことがある人など通常他人では知り得ない情報を知られている場合にはすでにあなたの情報が出回りさらに悪質な勧誘を受けてしまう可能性が高いため、十分に気をつけてください。

出前講座を実施しています!

自治会や老人会、高齢者サロン等に出向いて、寸劇や替え歌、断り方の練習などを交えた楽しい講座を実施しています。講師派遣に係る費用は無料。

詳しくは県消費生活センター消費者啓発係までお問い合わせください。

(お申し込みは、原則開催希望日の2か月前までをお願いします。)

※「消費生活かるた」「消費者啓発ビデオ・DVD」の貸出も行っています。



平成27年度消費生活講座～県と愛媛大学との連携講座～ 受講生募集

規制緩和や高度情報化の進展により、消費者を取巻く経済社会環境が大きく変化している中、商品・役務・金融取引における消費者トラブルは、複雑・多様化しています。また、食品や製品安全等、消費者問題は多岐にわたっています。

そこで県では、自ら情報を集め、選択し、行動できる「自立した消費者」を育成するため、消費生活に必要な法律、経済の知識等を専門的・体系的に習得する講座を今年度も開設します。

この講座は、愛媛大学の御協力により、**法文学部の後期授業に一般県民が聴講生として参加し、大学生と共に受講いただく講座で、それぞれ専門分野の講師が講義するものです。**この機会に消費者力の向上を図ってみませんか?

	開催日	講義テーマ		開催日	講義テーマ
1	H27.10.1	消費者問題概論 消費者問題の現状 改正景品表示法について	9	H27.11.26	消費者保護と刑法 ネズミ講・マルチ商法 刑事製造物責任
2	H27.10.8	インターネットトラブル インターネット、スマホをめぐる 消費者トラブル	10	H27.12.3	金融 ライフプランと金融商品
3	H27.10.15	消費生活相談の実態 クーリング・オフの実務	11	H27.12.10	ICT分野における消費者行政の 動向
4	H27.10.22	消費者取引に係る法律(1) 消費者契約法	12	H27.12.17	保険 生命保険と契約
5	H27.10.29	消費者取引に係る法律(2) 消費者契約法—消費者団体 訴訟制度—	13	H28.1.14	裁判所を利用した紛争解決 民事訴訟、少額訴訟、支払督促、 民事調停の特徴と手続等
6	H27.11.5	消費者取引に係る法律(3) 特定商取引法	14	H28.1.21	不動産トラブル 不動産賃貸借をめぐる トラブルの実態と解説
7	H27.11.12	学生と消費者問題 成人年齢下げと民法改正 奨学金返済問題	15	H28.1.28	消費者行政 消費者行政の動向について
8	H27.11.19	消費生活と国際法 WTOの紛争解決手続 多角的国際フォーラム	注:講義内容については、変更する場合があります。		

時 間 原則毎週木曜日 10:20～11:50(第2時限目)

場 所 松山市文京町3番 愛媛大学 法文学部講義棟4階 大講義室(予定)

参加対象 消費者問題に関心のある方で、おおむね10回以上受講可能な方(定員:50名)

受講料 無料

お申込み・お問合せ

受講ご希望のかたは、愛媛県のホームページから受講申込書をダウンロードし、必要事項をご記入の上FAXでお送りいただくか、電話、E-mailにて住所、氏名、年齢、性別、電話番号をお知らせください。

受付期間 H27.8.14(金)～H27.9.14(月)

お申し込み先 愛媛県県民環境部県民生活局県民生活課消費者行政グループ
TEL:089-912-2336 FAX:089-912-2299
E-mail:kenminseikatsu@pref.ehime.jp

